

【別表2】
修学資金貸付限度額(月額)一覧表

学校種別	学年別 通学形態	(単位：円)					
		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
専修学校(高等課程)	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	76,500	76,500			
専修学校(専門課程)	私立	自宅	79,500	79,500			
		自宅外	90,000	90,000			
大学	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	76,500	76,500	76,500	76,500	
	私立	自宅	81,000	81,000	81,000	81,000	
		自宅外	96,000	96,000	96,000	96,000	
専修学校(一般課程)		48,000	48,000				

【別表3】
就学支度資金貸付限度額一覧表

学校種別	自宅通学	自宅外通学
高等学校 専修学校(高等課程) *専修学校の一般課程は国公立の金額	150,000	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	370,000	380,000
修業施設 *厚生労働大臣等が認める施設のみ	90,000	100,000

お子さんに関する資金の貸付けパターン

◎児童が借受人
【借受人】児童
【連帯保証人】親

◎親が借受人
【借受人】親
【連帯借受人】児童
【連帯保証人】第三者

校内申出一切
随時

注) 別表に記載の金額は「限度額」です。貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認したうえで、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

お問い合わせは下記まで

注) 神戸市並びに姫路市、西宮市及び尼崎市は、それぞれの市が貸付主体となっておりますので、お住まいの市役所又は区役所に直接お問い合わせください。

居住区域	担当課	電話番号	居住区域	担当課	電話番号
芦屋市	子育て推進課	0797-38-2045	豊岡市	社会福祉課	0796-24-7031
伊丹市	こども家庭課	072-780-3518	養父市	社会福祉課	079-662-3162
宝塚市	子育て支援課	0797-77-2196	朝来市	社会福祉課	079-672-6123
川西市	子育て・家庭支援課	072-740-1179	篠山市	福祉総務課	079-552-7101
三田市	こども支援課	079-559-5072	丹波市	社会福祉課	0795-74-1130
明石市	児童福祉課	078-918-5027	洲本市	子ども子育て課	0799-22-1333
加古川市	家庭支援課	079-427-9293	南あわじ市	子育て支援課	0799-43-5219
高砂市	子育て支援課	079-443-9024	淡路市	子育て応援課	0799-64-2134
西脇市	こども福祉課	0795-22-3111(代)	猪名川町	宝塚健康福祉事務所	0797-83-3142
三木市	子育て支援課	0794-82-0151	稲美町・播磨町	加古川健康福祉事務所	079-421-9118
小野市	子育て支援課	0794-63-1645	多可町	加東健康福祉事務所	0795-42-9360
加西市	地域福祉課	0790-42-8709	神河町・市川町 福崎町	中播磨健康福祉事務所	079-281-9210
加東市	子育て支援課	0795-43-0408	太子町・上郡町 佐用町	龍野健康福祉事務所	0791-63-5136
相生市	子育て元気課	0791-22-7175			
たつの市	子育て支援課	0791-64-3153			
赤穂市	子育て健康課	0791-43-6808			
宍粟市	社会福祉課	0790-63-3220	香美町・新温泉町	新温泉健康福祉事務所	0796-82-3161

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

平成29年度

母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

貸付けが自立の手助けになると判断され、償還(返済)の計画が立てられる方が対象です。
資金を借り受けた方の償還金が、次のひとり親家庭の方への貸付の財源となりますので、必ず償還してください。
滞納が生じれば違約金の徴収、一時償還、法的措置の対象となります。

貸付対象者

- 母子家庭の母、父子家庭の父
 <母子家庭の母、父子家庭の父とは?>
 配偶者と死別した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子及び次に該当する女子または男子
 * 離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
 * 配偶者の生死が明らかでない女子または男子
 * 配偶者から遺棄されている女子または男子
 * 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることが出来ない女子または男子
 * 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
 * 前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって政令で定めるもの(配偶者が拘禁されている女子または男子、未婚の母または父)
—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項—
- 寡婦
 <寡婦とは?>
 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの
—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項—
- 40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含みません)
- 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童(20歳未満)
(就学支度資金・修学資金・就職支度資金(児童に係るものに限る)・修業資金の貸付に限ります)



貸付要件

- ◆ 兵庫県内(神戸市、姫路市、西宮市と尼崎市を除く)にお住まいの方
- ◆ 原則として、連帯保証人1名
(別世帯となる親族が親類で、保証能力のある方)
- ◆ 児童の福祉、世帯の自立助成につながり、償還が達成できる見込みがあること

◆◆◆注意事項◆◆◆

- ① 寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が2,036,000円を超えると貸付対象外となります。
- ② 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、親が借受人になる場合は、お子さんも連帯借受人となり、借受人とともに返済の義務を負います。
- ③ 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、お子さんが借受人になる場合は、原則として、親が連帯保証人となる必要があります。
- ④ 日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている場合は、奨学金の貸付月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付を行います。
就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸し付けることができます。
- ⑤ 申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合は貸付できません。



希望者は総務部
小山田まで